

群馬県後期高齢者医療広域連合公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関係市町村の協議により群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり定め、平成20年7月24日付け群馬県指令市第30029-2号にて、群馬県知事の許可を得たので、同法第291条の4第3項の規定により公表する。

平成20年8月6日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

群馬県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月19日群馬県指令市第251-1号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(関係市町村間の合併に伴う広域連合財産の処分)

第18条 関係市町村間の合併により広域連合を脱退する市町村の広域連合財産(権利・義務)の持分(脱退日に当該脱退市町村に帰属すべき権利・義務の部分)については、当該合併後存続する市町村又は合併により設置された市町村が承継する。

附 則

この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。